

Ⅲ 各種データ

1 緑被率

緑の現状を量的に示す指標のひとつとして緑被率があります。これは、航空写真によって上空から緑の量をとらえる方法で、おおよその緑の量が把握できます。

緑被率は、樹林地や耕作地、街路樹のほか個人の住宅の庭木や芝生、花壇など緑に覆われた土地の割合を求めるもので、横浜市では昭和50(1975)年からおおむね5年ごとに調査しており、次表のように推移してきました。

緑被率は、地域によって大きく異なります。

それぞれの地域で、緑の総量を減らさない様々な取組を進め、維持回復に努める必要があります。

■ 区別緑被率の推移 (単位：%)

年度 区名	昭和57年 (1982)	昭和62年 (1987)	平成4年 (1992)	平成9年 (1997)	平成13年 (2001)	平成16年 (2004)
鶴見区	18.0	17.0	15.5	15.3	14.8	14.7
神奈川区	26.2	25.9	24.3	23.0	24.1	23.5
西 区	11.9	11.2	10.9	11.4	12.3	13.1
中 区	16.6	17.1	15.8	15.2	14.8	15.2
南 区	23.9	20.4	17.8	17.2	15.6	16.0
港南区	28.4	24.8	23.3	21.3	22.4	23.0
保土ヶ谷区	36.9	35.3	33.8	32.5	32.5	32.2
旭 区	42.0	40.3	38.3	36.1	37.8	37.1
磯子区	33.6	29.6	28.2	27.7	26.4	27.8
金沢区	38.8	37.4	33.2	33.7	31.5	31.8
港北区	42.6	34.2	35.3	31.8	28.2	27.8
緑 区	50.9	41.5	52.2	50.2	44.6	44.3
青葉区	—	—	38.7	37.8	34.5	34.0
都筑区	—	—	34.7	38.1	38.1	36.1
戸塚区	47.7	45.0	42.2	40.4	38.5	39.0
栄 区	47.4	43.3	41.6	40.7	41.7	42.1
泉 区	52.6	50.7	45.9	44.3	41.9	41.1
瀬谷区	42.9	40.3	38.4	35.8	36.6	35.9
全 市	40.3	36.0	33.4	32.3	31.2	31.0

※平成13年と平成16年では、調査方法が異なるため厳密な意味での数値の比較はできません。

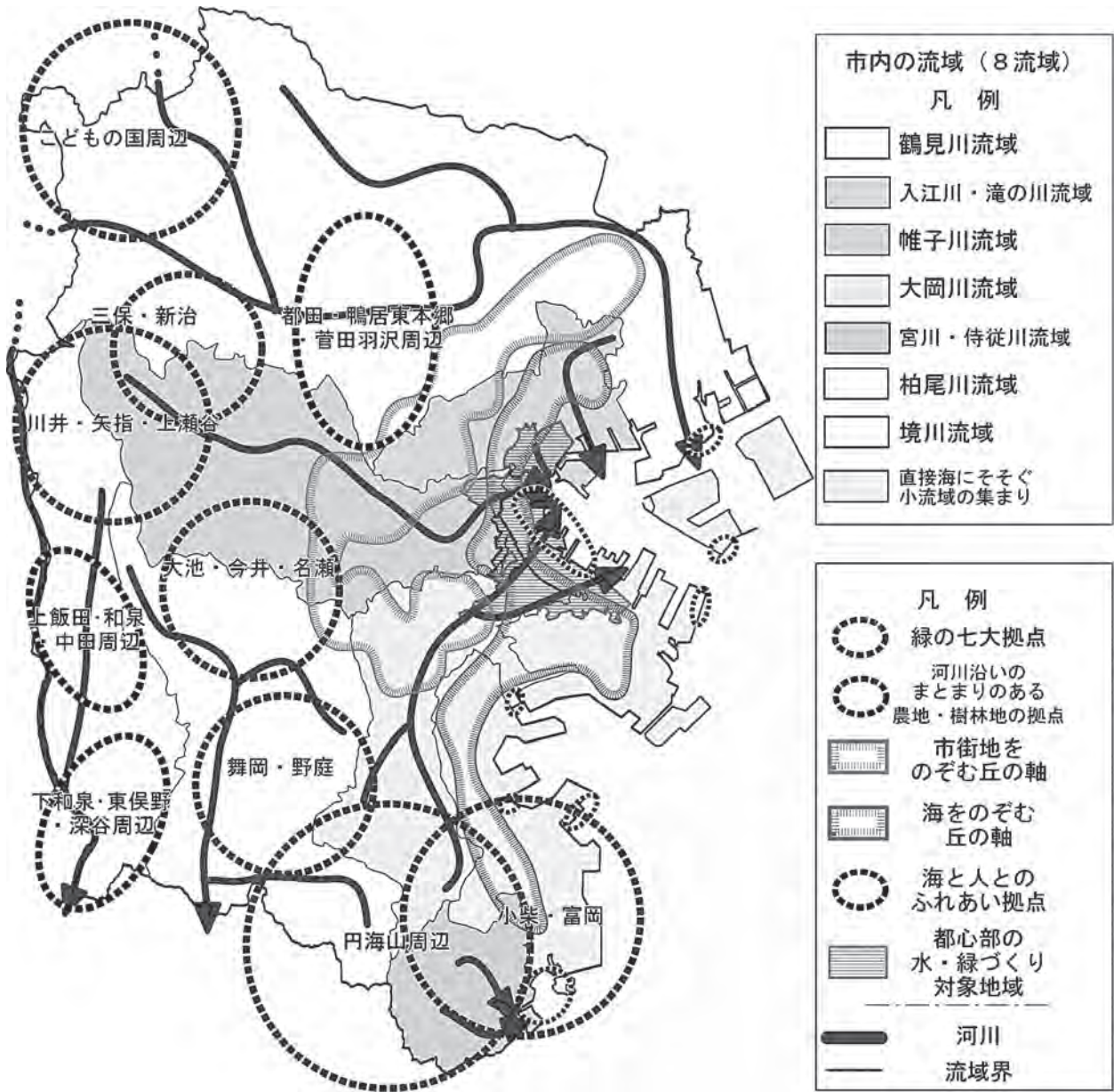
2 水緑率

緑被率に、水面や緑に囲まれたグラウンドなどの面積率を加えた、水・緑の総量を表す指標です。これは水と緑が有する機能を発揮させるとともに、市民とともにまもり、つくり、育てる「横浜市らしい水・緑環境の実現」を推進するための基本指標で次表のような状況です。

■ 区別水緑率（平成16年（2004年））（単位：％）

区名	緑被率 (樹林地・農地・草地)	緑に囲まれた グラウンド等の 面積率	水面の面積率	水緑率 [※]
鶴見区	14.7	1.7	2.8	19.1
神奈川区	23.5	2.6	2.1	28.2
西区	13.1	3.9	1.8	18.8
中区	15.2	2.5	1.4	19.0
南区	16.0	2.7	0.8	19.5
港南区	23.0	4.4	0.4	27.9
保土ヶ谷区	32.2	3.0	0.6	35.9
旭区	37.1	2.9	0.7	40.6
磯子区	27.8	2.0	0.9	30.7
金沢区	31.8	4.4	2.1	38.3
港北区	27.8	2.5	1.7	32.0
緑区	44.3	2.7	1.0	48.0
青葉区	34.0	3.4	0.7	38.1
都筑区	36.1	4.0	0.6	40.7
戸塚区	39.0	3.2	0.9	43.0
栄区	42.1	2.1	0.8	44.9
泉区	41.1	2.8	1.5	45.5
瀬谷区	35.9	2.2	0.5	38.6
全市	31.0	2.9	1.2	35.1

3 横浜市内の緑の拠点と河川流域



4 樹林地の保全制度と確保の状況

平成19年3月31日現在

制度名	指定方針	確保量等
円海山近郊緑地 特別保全地区	円海山北鎌倉近郊緑地保全区域(総面積約1,096ha 横浜市域約802ha)のうち良好な自然環境を形成し、かつ相当規模の広さを有している緑地を、円海山近郊緑地特別保全地区として指定。瀬上、氷取沢市民の森を中心とした既指定の100haに加え、指定区域を拡大。	100ha
特別緑地保全地区	風致、景観が優れ、地域の生活環境を保全する樹林地や文化財などと一体となった緑地を、都市計画決定により永年的に指定	171.4ha
保安林	水源のかん養、土砂の流出、崩壊の防止、市民の保健などの機能を有する樹林地を県が指定。	63.1ha
自然観察の森	人と生きものがふれあいながら、自然の仕組みを学べる拠点として栄区上郷町に配置。	1箇所 45.3ha
市民の森	おおむね2ha以上の樹林地を中心として、散策や自然観察などの利用が可能なものを対象に、10年間以上の市民の森契約を行い指定。	27箇所 418.9ha
ふれあいの樹林	市街地の中で、地域のふれあいの場となる樹林地等(1～2ha)を指定。	15箇所 20.4ha
緑地保存地区等	市街化区域内の良好な都市環境を保全するため、500㎡以上の樹林地を対象に、10年間以上の緑地保存契約を行い指定。	163.4ha
源流の森 ※	樹林地のもつ保水、治水機能の保全と河川の水量を確保するために、市内の源流域の樹林地を指定。	2箇所 8.5ha
緑地の保存等に関する協定	開発等に伴う緑地を協定締結により保存	532ha
名木・古木	古くから街の象徴として親しまれている樹木を「名木・古木」に指定登録。	899本 6集団
よこはま協働の森基金	市民が自主的に集めた資金と基金からの拠出金とをあわせて0.1～0.5ha程度で一段のまとまりのある樹林地を取得。「協働パートナー制度」による基金への寄付や制度のPRの実施	1箇所 0.2ha (取得)
森づくりボランティア育成事業	市民の手により樹林地を育成管理するしくみをつくり、ボランティア活動を支援。	推 進
区民の森	区や区民が主体となって管理活用する身近な小規模樹林地を対象に指定。	18か所
市民・企業参画による樹林地の保全・活用	市民や企業の参画による新たな森づくりの仕組みを検討。	構想検討

※平成19年4月から、名称を水源の森から源流の森へ変更しました。

5 都市農業の保全と振興

(1) 区域区分別農地面積

(単位：ha, %)

区域区分	区域面積 (ha) A	農地面積 (ha) B	B/A × 100(%)	畑 (ha)	田 (ha)
市域全域	43,547	3,321.0	7.6	3,061.1	260.0
市街化調整区域	10,525	2,600.0	24.7	2,343.8	256.2
農業振興地域	4,926.1	1,777.0	36.1	—	—
農用地区域	1,047.4	1,023.0	97.7	865.8	157.2
農振白地	3,878.7	754.0	19.4	—	—
農業専用地区	1,033.0	632.8	61.3	557.0	75.8
農業振興地域外	5,598.9	823.0	14.7	—	—
市街化区域	33,022	721.0	2.2	717.2	3.8
うち生産緑地地区	347.2	345.5	99.5	343.4	2.1

※農地面積及び生産緑地地区（固定資産課税対象面積）平成18年1月1日現在
 ※農振関係 平成19年3月31日現在
 ※都市計画区分 平成17年10月1日現在
 ※四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

- ・農業振興地域：農業の振興を図ることが相当であると認められる地域に、県知事が農業振興地域整備基本方針に基づいて指定する地域。
- ・農用地区域：市が定めた農業振興地域整備計画において掲げる農用地等として利用すべき土地の区域。
- ・農振白地：農業振興地域内で農用地指定されていない地域をいう。
- ・農業専用地区：都市農業の確立と都市環境の保全をめざし、本市独自の制度として市長が指定した地区。市の農業施策を重点的に実施し、総合的・計画的に地域農業の振興を図る。

(2) 市内農地面積の推移

(単位：ha)

		昭和55年 (1980)	60年 (1985)	平成2年 (1990)	7年 (1995)	12年 (2000)	17年 (2005)	18年 (2006)
総面積		5,542	5,035	4,601	3,947	3,611	3,370	3,321
地目別	田	1,156	753	535	381	312	267	260
	畑	4,386	4,282	4,066	3,566	3,298	3,103	3,061
区域別	市街化区域	2,270	1,947	1,637	1,123	907	751	721
	調整区域	3,273	3,088	2,964	2,824	2,704	2,619	2,600

(固定資産概要調書をもとに集計 各1月1日現在)
 ※四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

6 公園種別ごとの整備方針と実績

種 別	整 備 方 針	確保量
住区基幹公園 (身近な公園)	市民のニーズや地域の特性に配慮しながら、身近な街区、近隣、地区公園などを配置。	879ha
街 区 公 園	誘致距離 250m の範囲内(歩いて5分程度)にボール遊びなどができる広場や遊具などを備えた面積 0.1ha 以上 0.25ha を標準とする公園を配置。	323ha
	街角公園 遊具や植栽などを備えた面積 0.1ha 未満の公園を 0.1ha 以上の街区公園と区別し開発提供などにより配置。	48ha
近 隣 公 園	誘致距離 500m の範囲内に少年サッカーや少年野球が楽しめる広場や野原などを備えた面積 2ha を標準とする公園を配置。	311ha
地 区 公 園	誘致距離 1km の範囲内の所に身近な住民のスポーツ・イベント利用や自然、歴史などの地域特性に即した面積 4ha を標準とする公園を配置。	197ha
都市基幹公園	市民のスポーツやレクリエーションニーズに応える運動公園や総合公園を配置。	391ha
運 動 公 園	競技が可能な運動施設を備えた面積 15ha ~ 75ha を標準とする公園を配置。	152ha
総 合 公 園	休養や散策など多様な施設を備えた面積 10ha ~ 30ha を標準とする公園を配置。	239ha
広 域 公 園	多様なレクリエーション活動を楽しめる自然的環境をいかした面積 30ha 以上を標準とする大規模公園を配置。	183ha
特 殊 公 園	歴史性をいかした公園や風致公園、市民の農体験に資する公園を配置。 歴史公園：史跡や歴史的建造物を保存活用した公園を配置。 風致公園：良好な風致や特徴的な景観を有する公園を配置。 農業公園：恵みの里などの拠点に配置。	99ha
緩 衝 緑 地	工業地域との緩衝や防災のための緑地を配置。	15ha
都 市 林	動植物の生息地となるまとまった樹林地の保全のために配置し、必要に応じて自然観察、散策などの施設を整備。	0ha
広 場 公 園	にぎわいの創出や市民の休息、鑑賞に資するために、市街地の駅周辺に配置。	1ha・5 か所
都 市 緑 地	都市における良好な自然環境や景観の保全を目的に設置。	66ha
緑 道	市街地における良好な居住環境を確保し、災害時の避難路ともなる歩行者路を設置。	42ha
合 計		1,676ha

7 横浜市の下水道施設の配置



8 平成18年度 野生鳥獣等相談対応件数

平成19年3月31日現在

鳥 獣 名	受 付		合 計
	区 役 所	環境活動事業課	
カラス	389	353	728
アライグマ・ハクビシン	533	161	693
トバト	105	112	216
その他	452	377	823
計	1479	1003	2460

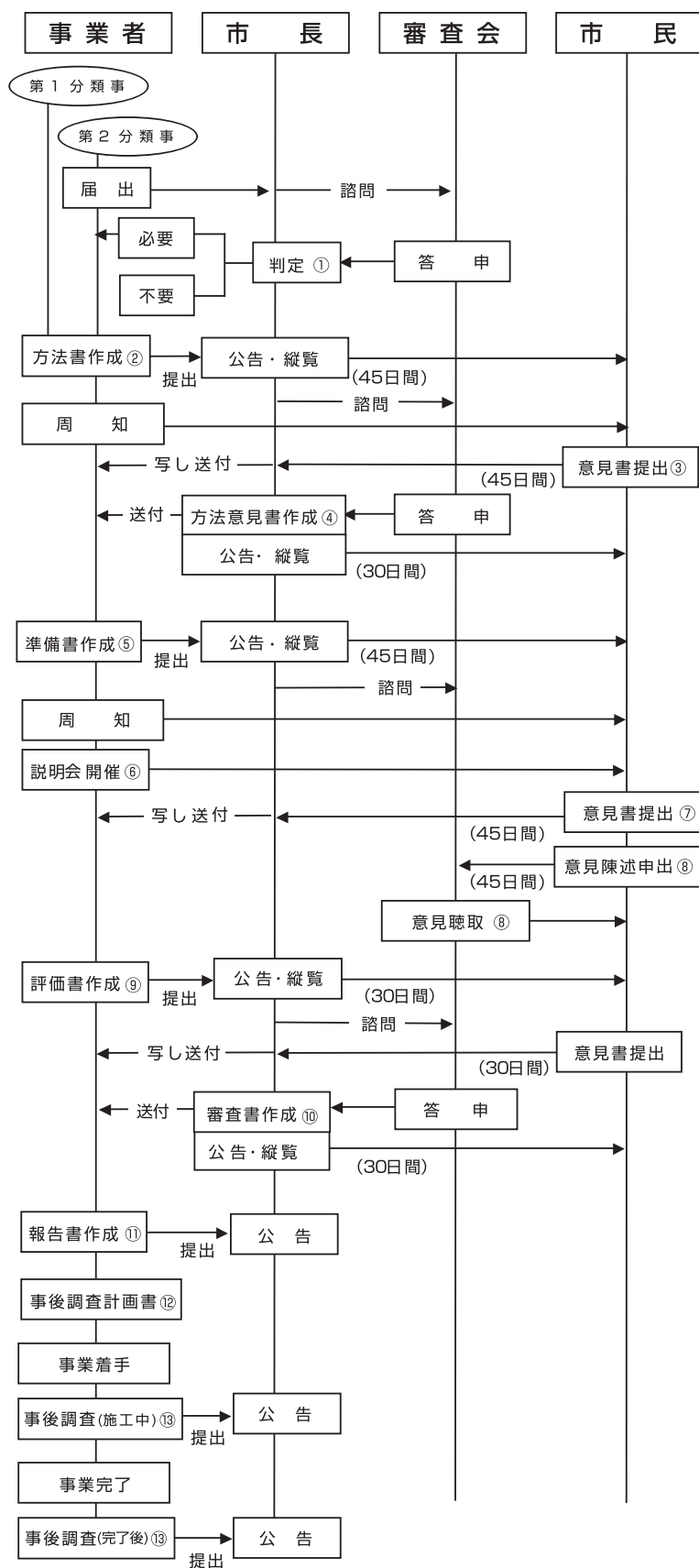
9 環境影響評価に関する資料

(1) 環境影響評価実施状況一覧表

(平成18年度)

根拠	件名	事業種類	場所	実施内容
環境影響評価法	扇島パワーステーション	火力発電所の設置	鶴見区	準備書意見・見解書の縦覧 準備書に対する市長意見の公告、縦覧 評価書の公告、縦覧
	川崎発電所リプレース計画	火力発電所の変更	川崎市	方法書に対する市長意見の公告、縦覧
	横浜環状北西線	首都高速道路等の新設	起点：青葉区 終点：都筑区	方法書の公告、縦覧 方法書に対する市長意見の公告、縦覧
横浜市環境影響評価条例	南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場埋立事業（仮称）	廃棄物処理施設の建設	中区	準備書の公告、縦覧 評価書の公告、縦覧 審査書の公告、縦覧
	北仲通北地区（A地区）再開発計画	高層建築物の建設	中区	方法書の公告、縦覧 方法意見書の公告、縦覧 準備書の公告、縦覧
	（仮称）横浜金沢シンシアR・Cセンター建設事業	廃棄物処理施設の建設	金沢区	評価書の公告、縦覧 審査書の公告、縦覧
	ダイコク・ディストリビューションセンター開発事業	開発行為に係る事業	鶴見区	方法書の公告、縦覧 方法意見書の公告、縦覧 準備書の公告、縦覧
	（仮称）上郷開発事業	開発行為に係る事業	栄区	方法意見書の公告、縦覧 準備書の公告、縦覧
他自治体条例	池子米軍家族住宅建設事業	住宅団地の造成	逗子市	環境影響予測評価書の縦覧
	（仮称）中幸町マンション建設計画	高層建築物の新設ほか	川崎市	評価書の縦覧
	武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業	高層建築物の新設ほか	川崎市	評価書の縦覧
	（仮称）リサイクルパークあさお建設事業	廃棄物処理施設の新設ほか	川崎市	評価書の縦覧
	（仮称）犬蔵地区5街区集合住宅計画	住宅団地の新設ほか	川崎市	準備書の縦覧

(2) 横浜市環境影響評価条例手続の流れ (横浜市環境影響評価条例の対象となる事業)



①判定

規則で定める基準に従って、環境影響評価の実施が必要か否かの判定を行い、その結果を事業者に通知します。判定を行うにあたっては、審査会に諮問します。

②方法書

事業内容、環境影響評価の項目、調査・予測の手法及び環境配慮項目の方針等について記載します。

③意見書

方法書について環境保全の見地から意見のある方は、公告の日から45日の間に、誰でも意見書を提出できます。

④方法意見書

方法書について環境保全の見地からの意見書を作成します。作成にあたっては、審査会に諮問します。

⑤準備書

方法書に対する市民・市長の意見に対する事業者見解、調査・予測・評価の結果、環境保全のための措置、事後調査の方法等について記載します。

⑥説明会

準備書の内容について事業者が説明を行います。誰でも出席できます。

⑦意見書

準備書について環境保全の見地から意見がある方は誰でも提出できます。

⑧意見陳述申出・意見聴取

審査会に対し意見を述べたい旨を申し出て、審査会が審議に必要と認めるとき、意見の聴取が行われます。

⑨評価書

準備書に対する市民の意見、意見に対する事業者の見解、準備書に記載した事項などについて記載します。

⑩審査書

審査会の答申をもとに、準備書、評価書及び環境影響評価の手続について環境保全の見地から審査書を作成します。審査書は、事業者のほか、当該事業について許認可権を有する者にも送付し、配慮を要請します。

⑪報告書

審査書に対する事業者の見解を記載します。

⑫事後調査計画書・⑬事後調査報告書

事業の施行中及び完了後における環境影響を把握するための調査について、計画書及び報告書を提出します。